

平成 27 年度

上石津まちづくり協議会  
事業報告書

平成 28 年 3 月



## 平成 27 年度上石津まちづくり協議会事業報告

### 上石津まちづくり協議会 役員会

平成 27 年 5 月 18 日（月） 19:30 ～ 上石津地域事務所 1 階 1-1 会議室  
○平成 26 年度事業並びに決算状況について  
○平成 27 年度の取り組みについて

### 上石津まちづくり協議会 総会

平成 27 年 5 月 29 日（月） 19:30 ～ 上石津地域事務所 2 階 2-1 会議室

- 平成 26 年度事業報告並びに決算報告について
- 役員を選任について
- 平成 27 年度事業計画並びに事業予算について
- 研修会

講師：名古屋大学大学院教授 高野雅夫氏講演会「持続可能な上石津をめざして」



### 上石津まちづくり協議会 役員会

平成 27 年 6 月 8 日（月） 19:30 ～ 上石津地域事務所 1 階 1-1 会議室

平成 27 年度の事業について

- ・移住定住プロジェクト／小水力発電研修
- ・上石津の魅力を高め、可能性を探るための研修、事業。
- ・来年度からの運営（資金）について

### 上石津まちづくり協議会 役員・相談役会

平成 27 年 7 月 1 日（水） 19:30 ～ 上石津地域事務所 1 階 1-1 会議室

上石津まちづくり協議会の運営について



## 上石津まちづくり協議会 役員会

平成 27 年 8 月 5 日（水）19：30 ～ 上石津地域事務所 1 階 1－1 会議室

上石津自然エネルギー学校について

（小水力発電の調査、計画の基礎知識を学ぶ講座）

NPO 法人地域再生機構：吉原さん

上石津まちづくり協議会の運営について

・組織について / ・規約について

その他について

## 上石津自然エネルギー学校（基礎編）勉強会

平成 27 年 9 月 23 日（水・祝）19 時 30 分～ 上石津地域事務所 2－1 会議室

主催：NPO 法人地域再生機構 協力：上石津まちづくり協議会

講師：野村典博（NPO 法人地域再生機構副理事長）



○上石津エネルギー学校の趣旨、概要

講演：「小水力発電の基礎知識／自然エネルギーの意義と役割」

① エネルギー全体における自然エネルギーの役割と位置付け

・私たちが直面するエネルギー問題・自然エネルギーって

② 小水力発電の基礎

・今なぜ小水力発電か？・小水力発電とは・小水力発電の特徴・小水力発電の仕組み

③ 地域とエネルギーの可能性 自然エネルギーは暮らしをつくる・郡上市 石徹白の挑戦

○今後の日程について

## 上石津まちづくり協議会 役員・相談役会

平成 27 年 10 月 7 日（水）19：30 ～ 上石津地域事務所 1 階 1－1 会議室

上石津まちづくり協議会の運営について

新しい組織について

その他について

## 上石津まちづくり協議会 役員会

平成 27 年 10 月 29 日（木）19：30 ～ 上石津地域事務所 1 階 1－1 会議室

新しい上石津まちづくり協議会の組織について

その他について

## 上石津自然エネルギー学校 第1回

主催：NPO 法人地域再生機構 協力：上石津まちづくり協議会

平成 27 年 11 月 7 日（土）10 時～16 時

上石津地域事務所 2-1 会議室 フィールドワーク：上石津地内

講師：野村典博（NPO 法人地域再生機構副理事長）



○座学：小水力発電の基礎、自然エネルギーの資源発掘手法

○実習：上石津地域内の小水力発電可能性調査

○調査結果の振り返り

■フィールドワーク：一之瀬川東の用水を測量。多良、上原橋の下を流れる三谷川を測量

## 上石津まちづくり協議会相談役・役員会

平成 27 年 11 月 11 日（水）午 19 時 30 分～上石津地域事務所 1-1 会議室

新しい上石津まちづくり協議会の組織について

その他について

## 上石津自然エネルギー学校 第2回

主催：NPO 法人地域再生機構 協力：上石津まちづくり協議会

平成 27 年 11 月 23 日（月、祝）10 時～16 時

上石津地域事務所 2-1 会議室 フィールドワーク：上石津地内

講師：野村典博（NPO 法人地域再生機構副理事）



○ワークショップ：前回調査結果の振り返り／候近補地の洗い出し

○座学：小水力発電 実現までの道のり

○ワークショップ：小水力発電の計画づくり

■フィールドワーク：一之瀬ポケットパーク付。牧田地区の乙坂、二又、一色。

## 上石津まちづくり協議会 役員会

平成 27 年 12 月 9 日（水）19：30 ～ 上石津地域事務所 1 階 1－1 会議室

新しい上石津まちづくり協議会の組織について  
規約について  
臨時総会の日程について  
視察について  
その他について

## 上石津自然エネルギー学校 第3回

主催：NPO 法人地域再生機構 協力：上石津まちづくり協議会

平成 27 年 12 月 13 日（日）10 時～16 時

上石津地域事務所 2－1 会議室 フィールドワーク：上石津地内

講師：野村典博（NPO 法人地域再生機構副理事長）



○フィールドワーク：上石津地域の可能性地点を探る

○座学：これまでの振り返りと計画実習に向けて

○実習：小水力発電の計画づくり

○意見交換 来年度に向けて

■フィールドワーク：時細野地区。 多良前ヶ瀬、上多良地区。

## 上石津まちづくり協議会 臨時総会

平成 28 年 1 月 20 日（水）19：30～ 上石津地域事務所 1 階 1－1 会議室

平成 28 年からの協議会の運営と組織の見直しについて  
規約の改正について  
まちづくり研修視察について

## 上石津まちづくり協議会 研修視察

平成 28 年 2 月 6 日（土）7：30～ 郡上市明宝地域

まちづくり／移住・定住 古民家改修／自然エネルギー／小水力発電／森林資源利用



## 上石津まちづくり協議会 役員、相談役会

平成 28 年 3 月 18 日 (金) 19:30~ 上石津地域事務所 1 階 1-1 会議室

平成 28 年からの協議会の運営について

(名称)

第1条 本会は上石津まちづくり協議会という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、上石津地域事務所地域政策課に置く。

(目的)

第3条 本会は、大垣市上石津町の牧田、一之瀬、多良、時の4地区における既存のまちづくり活動を尊重しつつ、上石津全体の課題の解決に向けた活動を協働して推進することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 上石津地域の特性を生かしたまちづくりの推進。
- (2) その他、目的を達成するために必要と認められる活動等の推進。

(会員の構成)

第5条 本会は、上石津地域4地区の連合自治会長及び4地区のまちづくり団体推薦者（各地区から3名）16名で構成する。（以下「会員」という。）

2. 会員の任期は、2年とする。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

(役員を選出・任期)

第7条 本会の役員は、会員の中で互選する。

- 2 監事は、総会で選任し、会長が委嘱する。
- 3 監事は、会長、副会長、その他の役員と兼ねることはできない。
- 4 役員任期は、2年とする。但し再任を妨げない。
- 5 補充役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 役員は任期満了の場合においても、後任者が選出されるまでの間、その職務を行うものとする。

(役員職務)

第8条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、会務を統括し、本会を代表する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長の中から代表を互選しその職務を代行する。
- (3) 書記は、記録と資料の整理・保存及び各種申請手続きを行う。
- (4) 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- (5) 監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

第9条 本会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会)

第10条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、各事業年度終了後3ヶ月以内に、臨時総会は必要に応じ役員会の決議を経て、速やかに開催しなければならない。
- 3 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項を審査する。
  - (1) 事業計画及び事業報告に関する事。
  - (2) 収支予算及び決算報告に関する事。
  - (3) 役員を選出に関する事。
  - (4) 規約の制定及び改廃に関する事。
  - (5) 各地区の連絡調整に関する事。
  - (6) その他の必要と認める事項

(役員会)

第11条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

- 2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 役員会は、次の事項を協議する。
  - (1) 総会で協議する事項。
  - (2) その他、本会の運営に必要な事項。

(会議の成立、議決)

第12条 総会及び役員会は、会長が、招集する。

- 2 会議は委任状を含む会員又は役員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(プロジェクト)

第13条 会長は役員会の同意を得て、上石津地域全体の特定課題の解決に向けた調査研究や事業などを行うため、本会にプロジェクトを設置することができる。

- 2 プロジェクトのメンバーは、役員会で選出された会員及び4地区のまちづくり団体から推薦された者をもって構成する。
- 3 会長は役員会の同意を得て、前項に定める者の他に、専門家、学識経験者などをプロジェクトのメンバーとして委嘱することができる。

- 4 プロジェクトの人数、期間（任期）は、その都度役員会で決定する。
- 5 プロジェクトリーダーは、メンバーの中で互選する。
- 6 プロジェクトの会議は、プロジェクトリーダーが招集する。ただし、プロジェクト発足後、最初に開催される会議は、会長が招集する。

（会計）

第 14 条 本会の経費は、助成金、補助金、委託金、寄付金、自治会からの協力金等をもって充てる。

（会計年度）

第 15 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（顧問）

第 16 条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が総会の同意を得てこれを委嘱する。
- 3 顧問は会長の要請により、総会、役員会、プロジェクトの会議に出席することができる。

（補則）

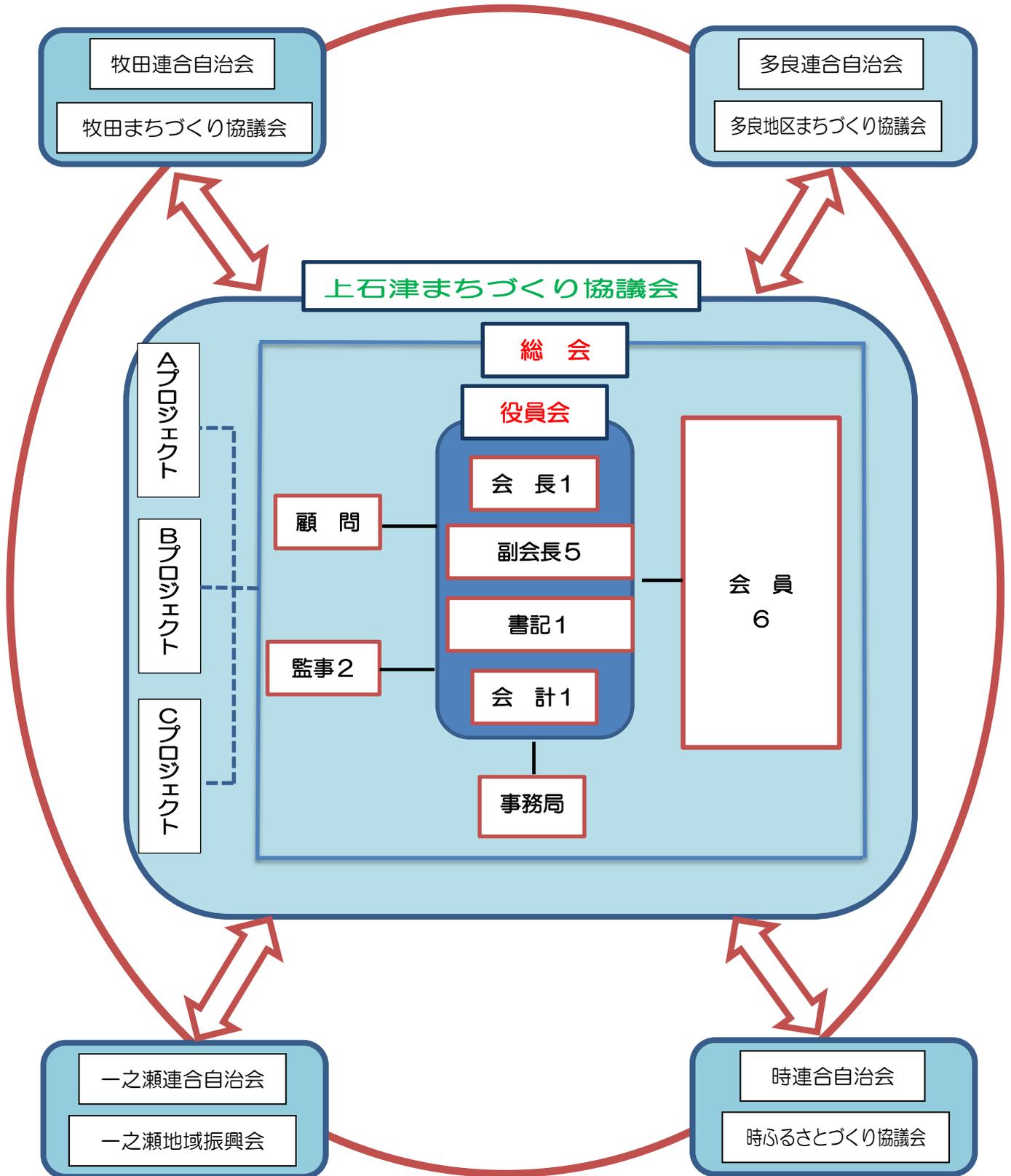
第 17 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会で定める。

附則 この規約は、平成 23 年 7 月 28 日から施行する。

附則 この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する

# 上石津まちづくり協議会組織図 (28.4.1より)イメージ

目的：上石津全体の課題の解決に向けた活動を協働して推進する



- 顧問：地元市議会議員
- 会員：16名
  - ① 連合自治会長 4名      ② 各地区まちづくり団体推薦者（各地区から3名）12名
- 役員：会長1・副会長5・書記1・会計1      ●監事：2名